

洪水時の避難確保計画

新長田駅前駐車場・ピフレ新長田駐車場

2025年 12月 作成

目 次

1. 計画の目的・報告	2
2. 計画の適用範囲	2
3. 防災体制	4
4. 情報収集及び伝達	6
5. 避難誘導	7
6. 避難の確保を図るための施設の整備	8
7. 防災教育及び訓練の実施	9
8. 自衛水防組織の業務に関する事項	9

【添付資料】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 緊急連絡網、外部機関等への緊急連絡先一覧表
- 防災体制確立時の組織構成と役割分担
- 施設建物内の避難経路図
- タイムラインのひな型
- 参考報告様式

1. 計画の目的・報告

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直すものとする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、当該計画を神戸市長へ報告する。

関連法:水防法

2. 計画の適用範囲

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の概要】

利用形態	通所・入所	長期
建物の階数	地下2階	

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 150台	昼間 2名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 —	夜間 2名		

【施設が有する災害リスク】

洪水浸水想定区域 ①新湊川/②妙法寺川

→

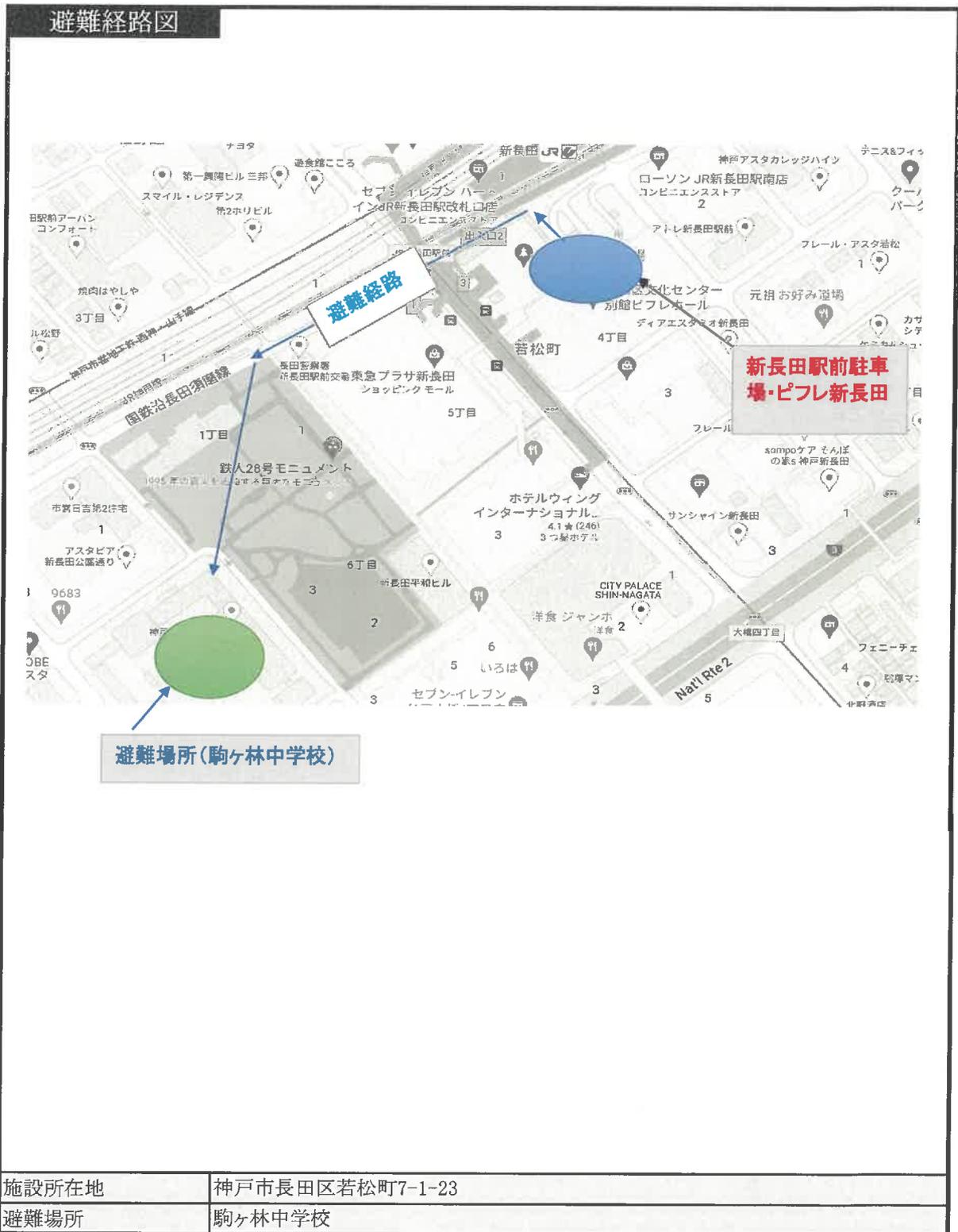
最大浸水深	0.5m未満
浸水継続時間	12時間

参照する水位観測所 ①御倉橋/②上与一橋

家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無 無

【別紙1 施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。



※避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

3. 防災体制

この計画による活動は、自衛水防組織活動要領に基づき、自衛水防組織がこれを行なうものとし、本施設における活動内容は次の表のとおりとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注 意 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨または洪水注意報発表 ①新湊川/②妙法寺川 氾濫注意情報発表 台風の進路にあたる場合や局地的な集中豪雨が予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 注意体制確立の指示 	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報等の収集 関係機関への情報伝達 	総務班
		<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導體制の確認 避難ルートの確認 要配慮者等の避難誘導開始 	現地班
		<ul style="list-style-type: none"> 避難に必要な設備や備蓄品、持ち出し品の点検・準備 	現地班
警 戒 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨または洪水警報発表 ①新湊川/②妙法寺川 氾濫警戒情報発表 高齢者等避難の発令 今後、浸水のおそれが予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 警戒体制確立の指示 避難開始判断 	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報等の収集 関係機関への情報伝達 	総務班
		<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の周知 避難誘導開始 	現地班
		<ul style="list-style-type: none"> 土のう、止水板の一部設置 歩行者出入口部の閉鎖 車両入口部の閉鎖 	現地班
非 常 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告・避難指示の発令 ①新湊川/②妙法寺川 氾濫危険情報発表 浸水が確認されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 警戒体制確立の指示 緊急安全確保の判断 	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への情報伝達 施設職員への情報伝達 	総務班
		<ul style="list-style-type: none"> 避難完了の確認 緊急安全確保の誘導 	現地班
		<ul style="list-style-type: none"> 土のう、止水板の設置 	現地班

● 事前休業の判断について

神戸市長田区に、下記のいずれかが発令された場合もしくは発令が予想される場合は、指揮班により、通所部門の臨時休業判断を行う。

当日の臨時休業の判断基準となる防災気象情報等

- ・洪水警報
- ・大雨特別警報
- ・新湊川、妙法寺川氾濫警戒情報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

※ 参考

施設がどの川の浸水想定区域に入っているかについては、兵庫県CGハザードマップをご確認ください。

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

また、氾濫水の到達時間等については、国土交通省の地点別浸水シミュレーション検索システムをご活用ください。

<http://suiboumap.gsi.go.jp/>

全国災害情報普及支援室連絡先等、自衛水防情報については、下記の国土交通省HPから入手可能です。

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、神戸地方気象台HP 神戸市メールシステム
洪水予報 水位到達情報	神戸市からの連絡、神戸地方気象台HP 神戸市メールシステム 兵庫県河川監視システム http://hyogo.rivercam.info/ 気象庁洪水予報サイト http://www.jma.go.jp/jp/flood/ Yahoo!天気・災害 河川水位情報 https://typhoon.yahoo.co.jp/weather/river/?pref=28
避難情報 (避難指示等)	神戸市からの連絡、神戸地方気象台HP 神戸市メールシステム テレビ、ラジオ、緊急速報メール

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。
- 避難情報の収集においては、指定緊急避難場所や福祉避難所の開設状況等の情報収集を行う。

(2) 情報伝達

- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- (1)で収集した指定緊急避難場所や福祉避難所の開設状況等の情報伝達タイミングについても施設内関係者間で共有する。

5. 避難誘導

避難誘導については次のとおり行う。

(1) 避難場所

- 避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険も伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、ピフレ新長田上層階(3階以上)に屋内安全確保をはかるものとする。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。
- なお、災害時要配慮者は従業員だけではなく周辺利用者に要配慮者の避難に協力いただきたいことを周知し、利用者の支援により、要配慮者を優先的に早期避難させる。

	名称	移動距離	移動手段	移動時間	避難開始基準
指定緊急避難場所	駒ヶ林中学校	400m	徒歩	10分	避難指示の発令
近隣の安全な場所	ピフレ新長田		徒歩	5分	避難準備・高齢者等避難の発令
屋内安全確保	ピフレ新長田3階より上層				

※ 以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する。

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波による浸水のおそれがある区域に存していないこと
- ・浸水しない居室があること
- ・一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

※ 避難先は、複数箇所選定することが望ましい。

※ 避難先は、施設利用者に適切なケアを提供できる避難先を選定することが必要である。

※ 避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立ち退き避難する。

※ 避難完了までに多くの時間を要する場合は、避難開始基準の到達を待つことなく、早めに避難を開始することが重要である。

※ 急激な災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような過酷な事象に遭遇した場合

→ JR新長田駅前広場 に緊急的に移動する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ 1台 <input type="checkbox"/> ファックス 1台 <input type="checkbox"/> 携帯電話 2台 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 2本 <input type="checkbox"/> 乾電池 6個
避難誘導	<input type="checkbox"/> カラーコーン50個・コーンバー10本 誘導灯(2本)
施設内の一時避難	
高齢者	
障害者	
乳幼児	
その他	緊急避難先での避難長期化による孤立が予想される場合、対応できる備蓄を調達するとともに指定避難所への移動手段を検討する。

浸水を防ぐための対策

- 土のう 86個
 止水板は今後設置予定

資器材等の設置場所、保存場所

資器材名	設置場所、保管場所
土のう	入庫口52個、出庫口34個
誘導灯	管理事務所内2本
懐中電灯	管理事務所・宿直室 各1台
カラーコーン	水防資材置場(倉庫J)に20個の他、各拠点に配置

7. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 毎年、施設職員(警備・設備・清掃係員)を対象に避難確保計画を共有し、周知する。
- 毎年8月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年8月に全従業員を対象に、情報収集・伝達、避難誘導に関する訓練を実施する。
- 毎年8月に参加者全員で避難訓練結果の振り返りをする。
- 毎年8月に神戸市に訓練結果を報告する。
- 毎年8月の振り返りであげられた意見や問題点を踏まえて、必要に応じて避難確保計画を見直す。

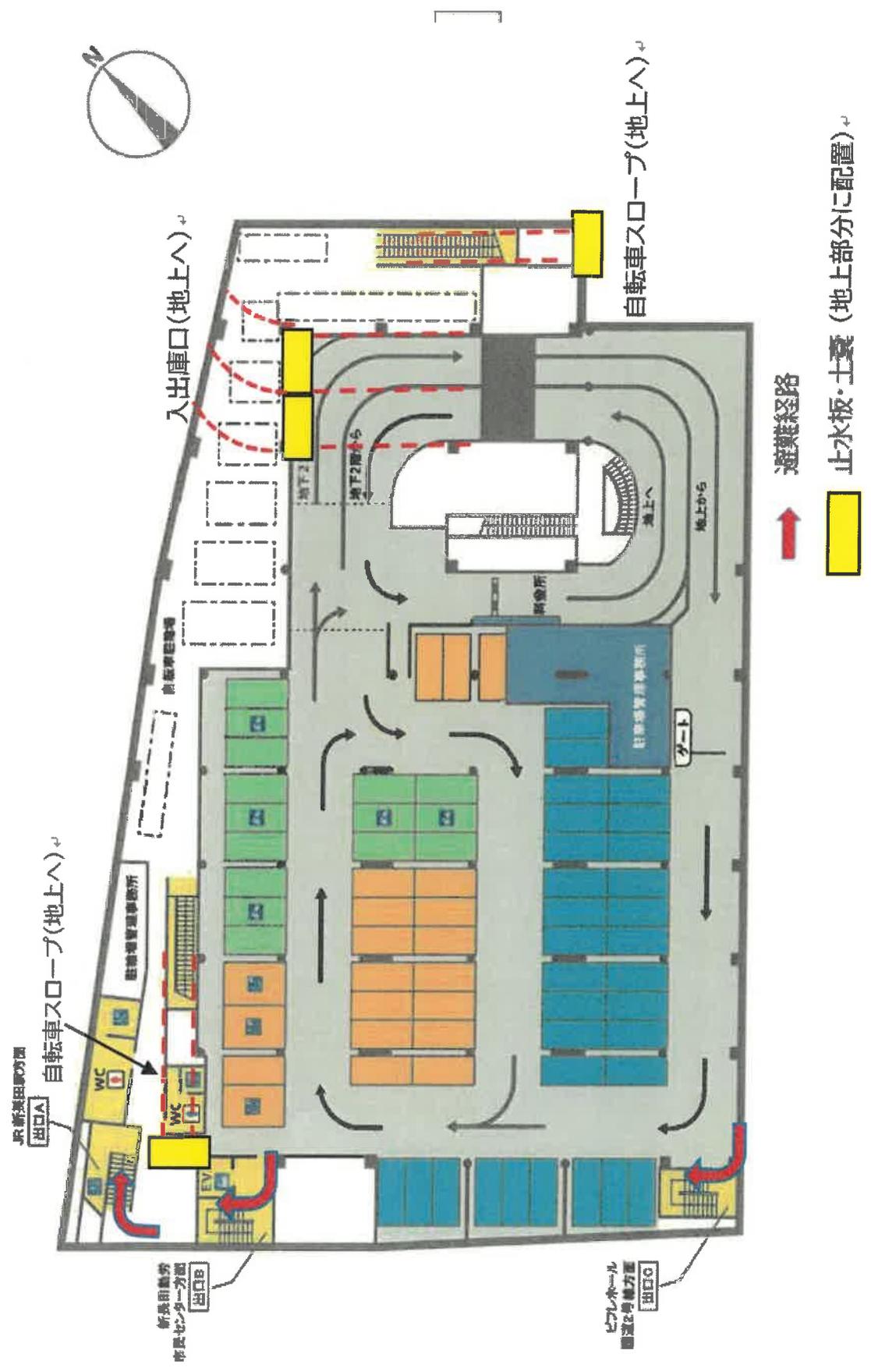
8. 自衛水防組織の業務に関する事項

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ①毎年8月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年8月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練・土のう設置訓練に関する訓練を実施する。
 - ③自営水防組織を組織または変更したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を神戸市へ報告する。

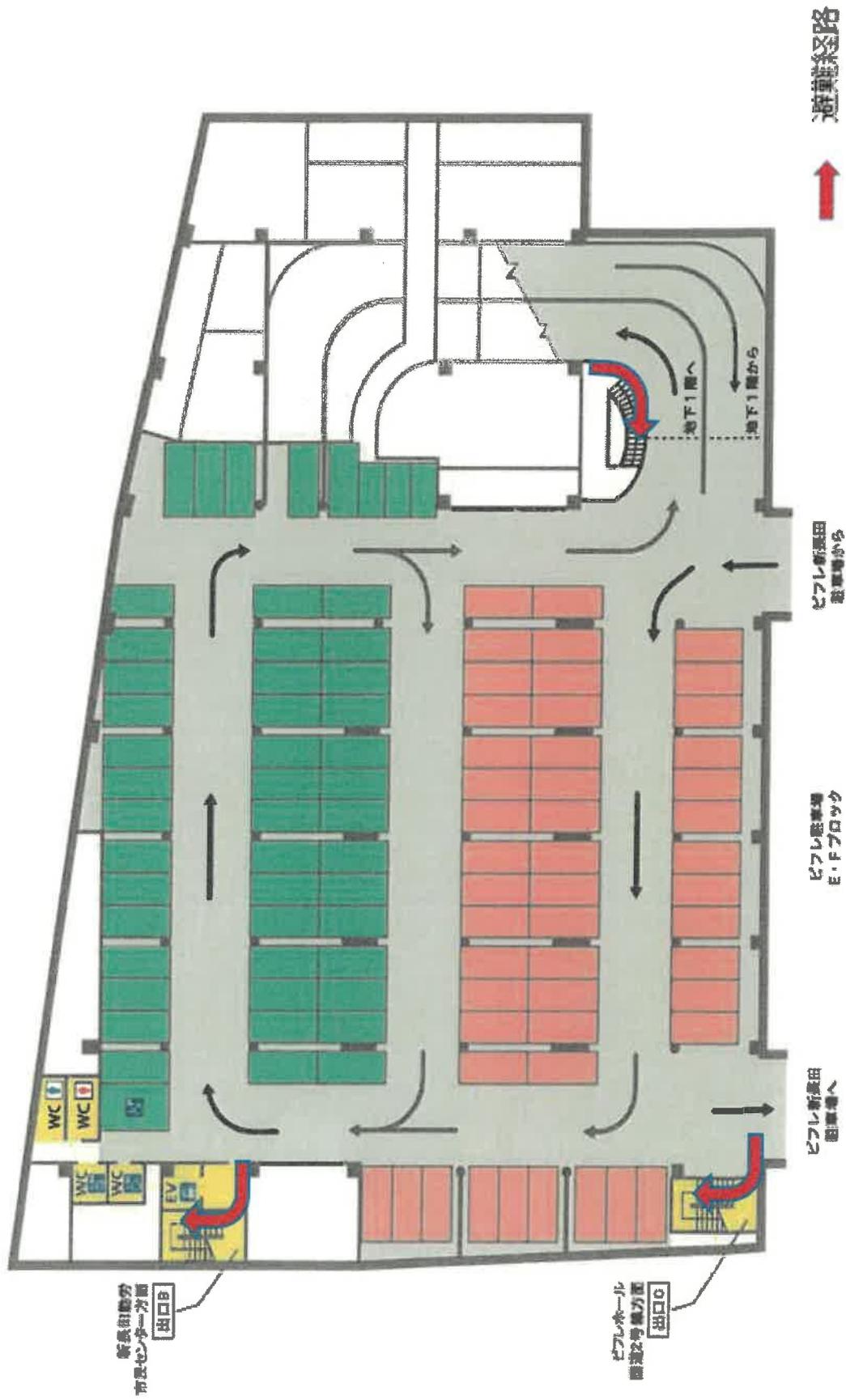
【添付資料】

- ・新長田駅前駐車場緊急連絡表
- ・新長田駅前駐車場・ピフレ新長田駐車場施設建物内の避難経路図

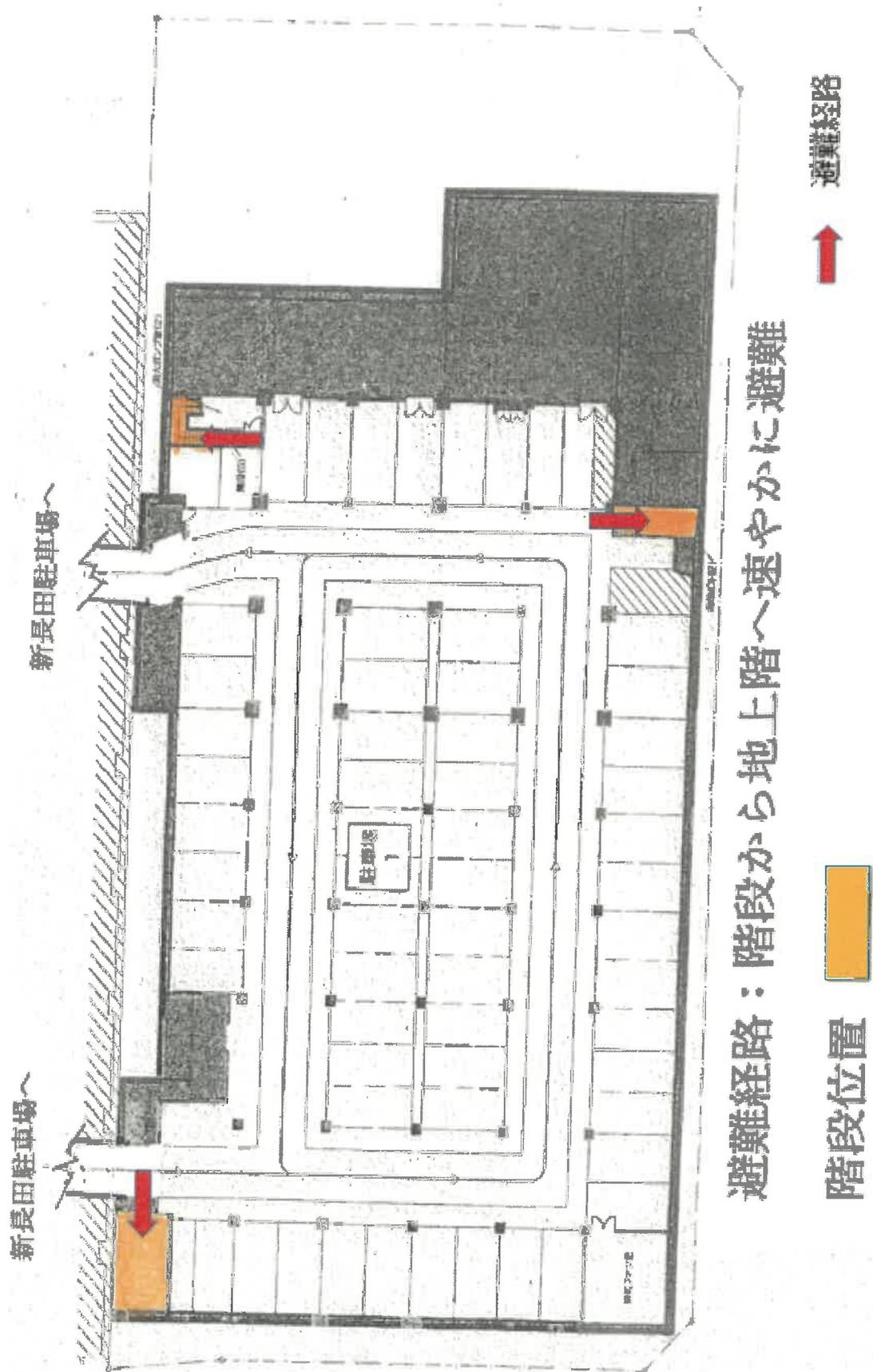
新長田駅前駐車場 施設内避難経路図・土のう配置図 (地下1階)



新長田駅前駐車場 施設内避難経路図 (地下2階)



ピプル駐車場 施設内避難経路図



避難経路：階段から地上階へ速やかに避難

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、指揮班・総務班及び現地班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

管理権原者 神戸市建設局

統括管理者 神戸電鉄 不動産事業本部 担当課長

統括管理者不在の場合、
不動産事業本部にて定めた者を代行者とする

	班構成員	役割
指揮班	神鉄コミュニティサービス 警備部長	<input type="checkbox"/> 総合指揮 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報収集 <input type="checkbox"/> 各班への指示連絡
総務班	神鉄コミュニティサービス 営業企画部 総務部 警備部	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報収集 <input type="checkbox"/> 関係機関との情報連絡 <input type="checkbox"/> 自衛水防組織の庶務 <input type="checkbox"/> 職員の動員・問合せ等の対応 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録
現地班	新長田駅前駐車場長 駐車場従業員 1名(初動時※) ※随時動員により人員確保	<input type="checkbox"/> 土のう・止水板の設置 <input type="checkbox"/> 出入口閉鎖・避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表 2

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総務班 現地班	名簿(施設職員、利用者等) 避難確保資器材一覧表に掲げるもの。